

# 大学図書館と著作権

令和5年度大学図書館職員長期研修

7月10日(月)9:00~10:30

筑波大学図書館情報メディア系  
村井麻衣子

## 本講義の目的

- 科目概要: 大学図書館活動に関する著作権法の基本的な考え方を確認し、インターネットの普及や学術情報流通の変化に伴う新たな動きと今後の方向性、展望などについて考える

- ① 著作権法の基本的な事項の確認
- ② 大学図書館と著作権法に関する最近の動向を把握する
- ③ 図書館実務での著作権法との向き合い方について考える

2

## 本講義の内容

- 1 著作権法の基本的な構造
- 2 大学図書館と著作権に関する最近の動向
- 3 著作権法との向き合い方

3

## 1 著作権法の基本的な構造

4

## 著作権法の基本的な構造

- 著作権法・・・著作物を一定の範囲で保護
- ⇒ 著作権法が定める行為について、許諾を得ないで行うと、著作権の侵害となる
  - 差止請求、損害賠償、刑事罰等の対象になる
- 全ての利用行為が禁止されるわけではない
  - → 著作権の及ぶ範囲、著作権の制限
  - 著作権の存続期間

5

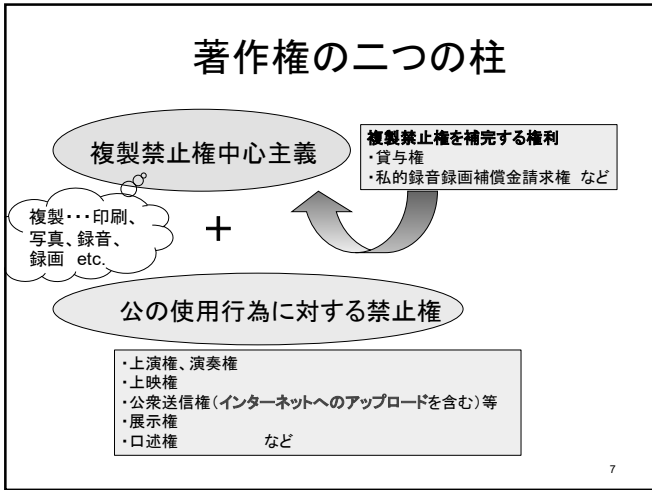
## 著作者の権利

- 創作により創作者(例外: 法人著作など)に著作権+著作者人格権が与えられる = 無方式主義

- 著作者人格権
  - 公表権、氏名表示権、同一性保持権
- 著作権(著作財産権)
  - 禁止権・・・複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 etc.
  - 報酬請求権・・・私的録音録画補償金を受ける権利 etc.

著作権・・・  
権利(支分権)  
の束

6



## 著作権の制限規定

著作権の制限規定(30条以下)・・・著作権等を制限  
⇒ 著作権者等に許諾を得ることなく利用できる

個別規定(日本)	一般規定/一般条項(アメリカ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用(32条)、私的複製(30条)、図書館における複製(31条)など</li> </ul> <p>フェア・ユース: デメリット予測可能性が低い メリット柔軟な対応が可能!</p> <p>⇒ 2012年改正: 日本版フェア・ユース導入の失敗</p> <p>⇒ 2018年改正: 柔軟な権利制限規定の導入</p> <p>※ フェア・ユースのような一般条項は未導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェア・ユース(107条)</li> </ul> <p>- 4つの要素などを考慮して、フェア(公正)と判断されれば、著作権侵害が否定される</p> <p>- ① 使用の目的および性質(使用の商業的性質や、非営利・教育目的かなどを含む)</p> <p>- ② 著作権のある著作物の性質</p> <p>- ③ 使用された部分の量や実質</p> <p>- ④ 著作物の潜在的市場または価値に対する影響</p>

8

## 著作権侵害の要件

- ① 依拠
- ② 類似性

\* 他人の著作物をそのまま利用する場合、原則として①、②は満たされる

- ③ 法定の利用行為(複製、公衆送信など)

依拠 = 著作物に依拠して作成されたものであること

類似性 = 著作物の創作性のある表現を再生していること

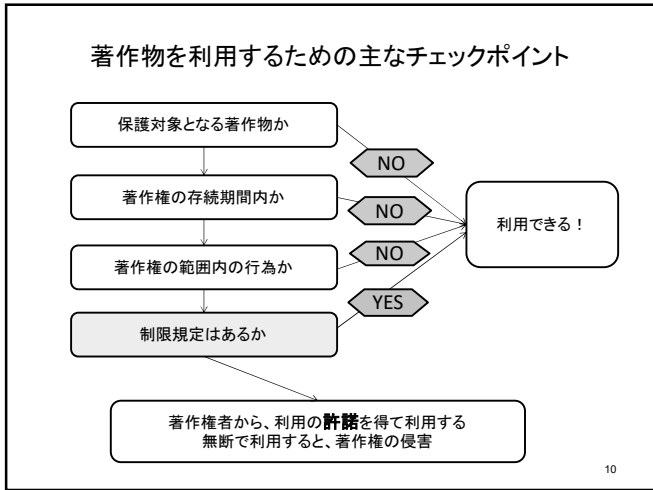
➡ 原則として、著作権侵害が成立!

ただし...

- ・ 存続期間の経過した著作物
- ・ 制限規定(引用、私的複製、図書館における複製など)に該当する行為

➡ 侵害が否定される(利用できる)!

9



## 例) 複写サービス

- ・ 著作権の存続している著作物
- ↓
- ・ 「複製」
- ↓
- ・ 著作権の制限規定「図書館における複製等」
  - 31条で図書館の一定の複製が許容されている
  - 要件を満たす範囲で「複製」できる

11

## 権利者からの許諾

- ・ 著作権法にかかわらず、許諾を得れば、その範囲内で利用することができる
  - できるだけ利用の仕方を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払方法などを確認しておくのが望ましい  
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime6.html>)
  - 著作権契約書作成支援システム(文化庁)  
(<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>)
- ・ 権利者がわからない/連絡がとれない場合
  - 裁定制度・・・権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる(67条)
  - cf. 簡素で一元的な権利処理(令和5年改正)

12

## CF. 令和5年著作権法改正

13

## 令和5年著作権法改正

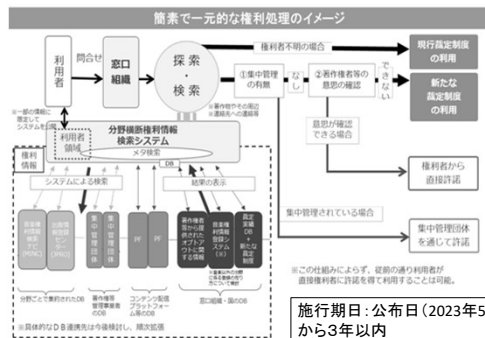
- 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等
  - 利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化
  - 窓口組織(民間機関)による新たな制度等の事務の実施による手続の簡素化
- 立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置
  - 立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等
    - 立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとする。
- 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00044.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00044.html)

[https://www.mext.go.jp/content/230308-mxt\\_hourei-000028109\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/230308-mxt_hourei-000028109_1.pdf)

14

## 新たな裁定制度 未管理公表著作物等の利用



「知的財産推進計画2023(概要)」より  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaikaku2023\\_gaiyou.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaikaku2023_gaiyou.pdf)

15

## 2 大学図書館と著作権に関する最近の動向

16

## 近年の著作権法改正の流れ

17

## 近時の著作権法改正の概観 (図書館に関連するものを中心に)

- 平成21年改正
  - 国会図書館における所蔵資料の電子化(複製)に係る権利制限
  - 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
  - 国立国会図書館法:インターネット資料の記録による収集⇒著作権法改正
- 平成24年改正
  - 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備
- 平成26年改正
  - 電子書籍に対応した出版権の整備
- 平成30年改正
  - デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備⇒書籍検索サービス
  - 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
  - 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
  - アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
- 令和2年改正
  - 侵害コンテンツのダウンロード違法化
- 令和3年改正
  - 図書館関係の権利制限規定の見直し

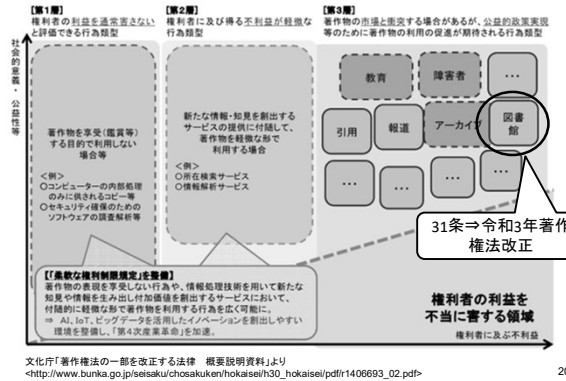
18

## 近年の主な著作権法改正

- 平成30年著作権法改正
  - 柔軟な権利制限規定の整備
  - 教育の情報化への対応
    - 授業での著作物利用等に関する権利制限規定(35条) ⇒ インターネット送信への対応
- 令和3年著作権法改正
  - 図書館関係の権利制限規定の見直し
    - ⇒ インターネット送信への対応

19

## 柔軟な権利制限規定:「3つの層」論



20

## 平成30年著作権法改正

21

## 授業の過程における著作物の利用

- 学校その他の教育機関(大学、及び図書館そのものも含まれる)における授業の過程における著作物の複製・公衆送信等
  - ⇒ 35条により一定の範囲で可能

22

## 平成30年(2018年)著作権法改正 教育の情報化への対応(35条)

- 改正前
  - 授業の過程における著作物の使用について、コピー(複製)、遠隔合同授業における公衆送信(同時送信)のみを許容
- 改正後
  - 公衆送信等を広く可能とする
  - + 補償金制度の導入
    - ⇒ 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)による運用
  - ガイドライン(「改正著作権法第35条運用指針」)

23

## 平成30年(2018年)著作権法改正 教育の情報化への対応(35条)

### 改正後に可能となった行為

- 授業用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材の公衆送信
  - オンデマンド授業(異時授業)のための公衆送信
  - 送信側に教員のみがいるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信
- などを行うことが可能となった

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf)

24

## 授業目的公衆送信補償金

- コロナウイルス感染症⇒早期施行
  - 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、令和2年4月28日から施行
  - 令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償
- 令和3年から本格運用へ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>  
<https://sartras.or.jp/2020unyo/>

25

## 授業目的公衆送信補償金

- 支払い義務者＝教育機関の設置者
  - → 教員個人が補償金を支払うわけではない
- 補償金額
  - 文化庁長官の認可制
  - 大学・・・学生一人あたり年額720円(令和3年度～)
  - 改正前の無償の行為(複製等)は無償を維持

26

## 補償金額(年間包括料金)

- 1人当たりの補償金額(年額)に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額

種	1人当たりの補償金額(年額)	
幼稚園		60円
小学校		120円
中学校		180円
義務教育学校	1学年～6学年	120円
	7学年～9学年	180円
高等学校		420円
	専攻科	720円
中等教育学校	1学年～3学年	180円
	4学年～6学年	420円
	専攻科	720円
高等専門学校	1学年～3学年	420円
	4学年～5学年	720円
	専攻科	720円
大学		720円

<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>

27

## 補償金額(都度払い)

- 教育機関で授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った(イ)著作物、(ロ)実演による音声及び映像、(ハ)レコードに固定された音声、(ニ)放送による音声及び映像、及び(ホ)有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額(個別)とする

28

## 35条(改正後)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

29

## 授業における著作物利用のポイント

- 授業の過程における利用を目的としているか
  - → × 授業とは無関係の著作物の利用
- 必要と認められる限度か
- 著作権者の利益を不当に害さないか
  - → × 書籍丸ごと一冊のデータをアップロード
  - アクセス数に応じてライセンスが販売されているような著作物の利用にも注意
  - インターネット上の公開範囲に注意(受講者のみ閲覧可)

30

## 「改正著作権法第35条運用指針」 (ガイドライン)

－「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」

- 改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
- 改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

<https://forum.sartras.or.jp/>

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

31

## ガイドラインより 図書館員と35条の適用範囲

- 「教育を担任する者」
  - 授業を実際に行う人(以下、「教員等」という)を指します。
  - 該当する例・教諭、教授、講師等(名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)
  - ※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、教員等の行為とする。
- 「授業を受ける者」
  - 教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人(以下、「履修者等」という)を指します。
  - 該当する例・名称や年齢を問わず、実際に学習する者(児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者等)
  - ※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や公衆送信を行う場合は、履修者等の行為とする。

32

## 令和3年著作権法改正

33

## 令和3年(2021年)著作権法改正 図書館関係の権利制限規定の見直し

背景: 新型コロナウイルス感染症→図書館の休館等→オンライン利用ニーズの顕在化

- 1 国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信
  - 改正前)国立国会図書館によりデジタル化された絶版等資料→他の図書館等へのインターネット送信のみ
  - ⇒ 絶版等資料の個人向けインターネット送信を可能とする
- 2 図書館等による図書館資料の公衆送信
  - 改正前)いわゆる複写サービス
  - ⇒ 利用者の調査・研究目的のため、図書館資料の原則として一部分を公衆送信(FAX、メール、インターネット送信等)することを可能とする

34

## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

－改正前の課題)可能な行為が複製及び複製物の提供(譲渡)に限定されている

－⇒メール、FAX等による送信(公衆送信)を行うことはできない(紙媒体等に複製した上でその複製物を郵送することは可能)

- ⇒改正)利用者の調査研究の用に供するため、著作物の一部分(政令で定める場合には全部)をメールなどにより直接送信すること(公衆送信のための複製、及び公衆送信)が可能に
- 2023年6月1日施行

35

## 図書館等による公衆送信サービス (31条2項:改正後)

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者(あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び第四百四条の十の四第四項において同じ。)の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの)にあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。)の実施状況を含む。第四百四条の十の四第四項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと(当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。))。

36

## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 送信主体: 特定図書館等
- 送信態様:
  - 不正拡散を防止・抑止するための措置
  - 送信範囲・・・原則、著作物の一部分 + 政令で定める場合は全部
  - ただし書きによる例外・・・「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は送信不可
    - ⇒ガイドラインを策定
- 補償金制度の導入
  - 補償金額の決定⇒図書館等関係者からの意見聴取等
- ※運用上の詳細等について、関係者協議や政省令、ガイドラインに委ねられた部分が多い

37

## ガイドラインの制定 (2023年5月30日)

- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」
    - 図書館等公衆送信補償金管理協会 (SARLIB)
    - 日本図書館協会「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」
      - 資料2-1 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン(令和5年5月30日制定)
- <https://www.sarlib.or.jp/system/#guidelines>

38

## 図書館等における複製及び公衆送信 ガイドライン

- 本ガイドラインの位置づけ
- 改正法の解釈と運用
  - 制度趣旨
  - 「図書館資料」について
  - サービスの主体
  - 制度目的による限定
  - 対象となる著作物の範囲
  - 全部利用が可能な著作物
  - 利用対象外となる図書館資料
  - 送信データの不正拡散の防止
  - 特定図書館の要件
  - 受信者(利用者)における複製
  - 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

39

## ガイドラインにおける 複製サービスの扱い

- 「なお、令和3年改正法は、従前から行われていた複製サービスに関する規定にも変更が及ぶものとなっています。このため、本ガイドラインは複製サービスもその対象としています。もっとも、複製サービスは多くの図書館において永年にわたり実務慣行が積み重ねられてきたものであることを鑑み、本ガイドラインは同サービスの実施について実質的な変更を行うものとはなっておらず、「公立図書館における複製サービスガイドライン」「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び「写り込みに関するガイドライン」の記載を包含するものとしています。」

40

## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 送信主体・・・「特定図書館等」
  - ⇒ 一定の要件を備えることが求められる
  - (ア) 責任者の配置
  - (イ) 職員への研修の実施
  - (ウ) 利用者情報の適切な管理
  - (エ) 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講じること等

41

## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 送信可能な範囲
  - 著作物の一部分(政令で定める場合等は全部)
  - + ただし書「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」による制限
    - ← ただし書の具体的な解釈・運用は、関係者によるガイドラインを作成

42

## 「一部分」要件の例外

- 改正前:「著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。)」  
↓
- 改正後:「著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。)その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの)にあつては、その全部)」

注) 公衆送信(31条2項)だけではなく複製(31条1項1号)についても改正

43

## 複写サービスにおける 「政令で定めるもの」

- ① 国等の周知目的資料
  - 国等の行政機関の名義で公表されたPR資料・広報資料・白書等、国民・住民に知らせる目的で作成されたもの
- ② 図書館資料を用いた著作物の複製に当たって、その対象とする著作物に付随して複製される美術、図形及び写真の著作物(表示の精度その他の要素に照らし軽微な構成部分となるものに限る)
- ③ 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

44

## 公衆送信サービスにおける 「政令で定めるもの」

- ① 国等の周知目的資料
- ② 図書館資料を用いた著作物の複製又は公衆送信に当たって、その対象とする著作物に付随して複製又は公衆送信される美術、図形及び写真の著作物(表示の精度その他の要素に照らし軽微な構成部分となるものに限る)
- ③ 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

45

## 発行後相当期間 (ガイドライン)

### ア 複写サービス

通常の販売経路において、当該定期刊行物の入手が可能な期間を意味し、原則として次のように取り扱います。

- 日刊、週刊、月刊、隔月刊の場合
  - 次号が発行されるまでの期間
- 3か月以上の刊行頻度の場合(上記の刊行物で予定通りに発行されない場合を含む)
  - 当該刊行物の発行後3か月までの期間

### イ 公衆送信サービス

- 発行後1年間(ただし、新聞については次号が発行されるまでの期間)

46

## 一部分要件について 未解決の課題?

- 改正前の課題:「現行の要件のままでは不合理な事態が生じる場合があり一定の手当てを行う必要がある」(図書館関係報告書)
  - 例えば、発行後相当期間を経過している書籍(定期刊行物ではない)に掲載された個々の著作物(論文集の1論文や百科事典の1項目など)であっても一部分の利用しかできない
- ⇒ 著作物の一部分 + 政令で定める場合は全部
  - 政令による対処が想定されていた
  - 現時点で未対応

47

## ただし書 (ガイドライン)

- 対象外となる資料
  - 法第31条第2項ただし書に該当するものとして、SARLIB から各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
  - 楽譜の出版物(各特定図書館等での分類基準等による)
  - 地図の出版物(同上)
  - 写真集、画集(同上)
  - その他、発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不相当と認められた資料も対象外とします。

48



## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 補償金制度の導入
  - 国立国会図書館による個人送信サービスと異なり、絶版等資料に限らず送信対象となりうる
  - 公衆送信サービス利用者が迅速かつ簡易に利便性の高い形で資料にアクセス可能に⇒ライセンスの機会が失われたり、電子配信サービスなどの正規市場と競合したりするなど、権利者の利益を不当に害する事態が生じるおそれ
- 補償金により、送信サービスの実施に伴って権利者が受ける不利益を補償

49

## 補償金の徴収・分配スキーム

- 指定管理団体が一元的に徴収・分配
  - 権利者側・・・権利情報の集約・データベースの構築等
  - 図書館等・・・送信実績(例:送信した著作物の作品名、作者名、出版社名、送信した分量、送信回数など)の正確な把握・管理
- 補償金の額
  - 図書館等からの意見⇒指定管理団体⇒文化庁長官の認可

50

## 図書館等による図書館資料の 公衆送信

- 図書館等公衆送信補償金の指定管理団体の指定(令和4年11月7日)
- ⇒ 一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB)
  - 図書館等公衆送信補償金の額の認可(令和5年3月29日)

51

## 補償金の額(補償金規定より)

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする
上記以外 (本体価格不明図書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/sarlib-hoshokinkitei.pdf>

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/93860201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93860201_01.pdf)

52

## 送信データの不正拡散の防止 (31条2項2号:ガイドライン)

- 利用者に対して、利用規約を相当な方法により説明するとともに、不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求める
  - 注意事項・禁止事項の遵守について(本サービスで入手したデータを権利者の許諾なく第三者に送信し、又は転載しないことなど)
  - 不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置
- 電子ファイルに対して講じる措置
  - ① 全ページヘッダー部分に利用者 ID(貸出カードの番号等)を挿入する
  - ② 全ページフッター部分にデータ作成館名、データ作成日を挿入する

著作権法施行規則(図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置)  
 第二条の三 法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等(法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。)の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。

53

## Cf. ILLサービスとの関連 (ガイドライン)

- 図書館間協力により提供された資料の取り扱い
  - 図書館間協力により提供された、他館の図書館資料の複製物を複写サービスの対象として扱うことは、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(大学図書館間においては「大学図書館協力における資料複製に関するガイドライン」)に準拠することにより、行うことが可能です。
  - 今後、公衆送信サービスも実施可能となるよう別途要件等を整理していきます。

54

## 著作権法との向き合い方

55

## 著作権法をめぐる歴史的变化 著作権法と第三の波

- 第一の波 ……印刷技術の普及(16世紀～)  
⇒著作権制度の確立を促す
- 第二の波 ……複製技術の普及(20世紀半ば～)  
⇒複製技術が私人へも普及  
複製禁止権が私人の活動と抵触し、権利の実効性の確保も課題に
- 第三の波 ……インターネットの普及(20世紀末～)  
⇒公衆送信までもが私人に普及  
複製禁止権と並ぶ公の利用行為規制までもが私人の活動と抵触

- 著作権＝歴史的にみれば技術や社会の変化に応じて生成された権利でしかない
- インターネットやデジタル技術の普及により変化を迫られている

56

## 時代に応じた著作権制度へ

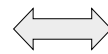
「複製権中心主義を金科玉条のように信奉していると、ときとして複製イコール悪であるという発想を前提とした議論に陥りがちになるが、かくも容易に複製ができ、その質もオリジナルとほとんど変わりが無いという時代が到来したということは、人間の生活がそれだけ豊かになる可能性が広がったということの意味している。旧態依然とした法制度が足かせとなってこのような技術的恩恵の享受に失敗するようなことがあってはならない。」

－ 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論－デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて－」知的財産法政策学研究会44号(2014年)68頁

57

## 立法政策における課題 著作権法の少数派バイアス

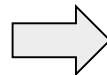
業界・大企業  
の利益



ユーザー・大衆  
の利益

ロビイングにより立法に反映されやすい

利益が拡散しているため、立法に反映されにくい

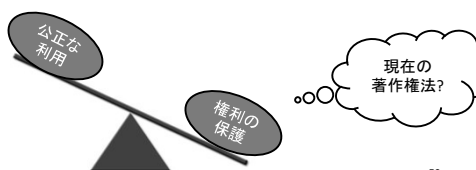


権利者の権利が、社会的に望ましいレベル以上に拡大しやすい

58

## 著作権法の目的

1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。



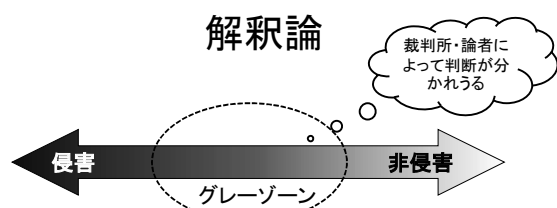
59

## 著作権法の課題

- 著作権法をめぐる技術的環境の変化
  - － ⇒現在の著作権法を前提とせず、時代に応じた図書館の役割を可能とする著作権法のあり方を模索していく必要
- 少数派バイアス: 利用者の利益が法に反映されにくい構造
  - － ⇒著作権法の立法・運用において、利用者の利益を十分汲み取っていく必要
    - 関係者協議
    - 立法への働きかけ

60

## 解釈論



- 法・条文の趣旨・目的 ⇒ 具体的な事例への当てはめ
  - 安全策⇒利用しないor許諾を得る⇒萎縮効果＝バイアスの矯正という観点からは望ましくないことに注意が必要

61

## 例)31条1項1号の解釈

- 全部の複製が可能な場合について柔軟に解する学説
  - 発行後相当期間経過した定期刊行物
  - ⇒ 趣旨)売りに上げに直接影響せず、著作権者に与える不利益が小さい
- ⇒ 定期刊行物以外の著作物も、絶版等により市場で入手することが困難になった場合には、著作権者に与える不利益が小さくなる一方で、複製に頼る必要が大きくなることから、定期刊行物に準ずる扱いを認める
- ＝著作物全部の複写を認める

田村善之『著作権法概説』

62

## 関係者協議の課題

- 令和3年著作権法改正⇒関係者協議、ガイドラインの重要性
- 権利者保護に偏りやすいとの指摘
  - 例) 国立国会図書館による絶版等資料の送信
    - 漫画・雑誌等の類型的除外
    - 著作者からの除外申出による除外
  - 例) 「上映会」に関する日本図書館協会と日本映像ソフト協会の合意
  - ＝ 関係団体間の交渉力・組織力の差など?
  - 利用者側の当事者も協議に参加すべきとの意見
  - ソフトローには社会的公平性、客観的透明性、利害関係者の対等協議性の確保が求められる
- 少数派バイアスの問題⇒利用者側の利益を十分汲み取る必要
- 今後の関係者協議への期待
  - 「本ガイドラインの内容については、今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行うことにしています」

63

## インターネット時代の図書館のあり方

- 令和3年著作権法改正⇒インターネット対応
- インターネット通じた図書館資料の提供＝物理的・場所的制約を受けない
- 国立国会図書館へ集約(伊藤)
  - 大学図書館、公共図書館等は、地域資料・貴重資料の提供や利用者の支援を行う
- 各図書館における分権の理念を重視(糸賀)
  - 図書館界の合意がないままのNDLへの集約へ疑問
  - 各図書館によるデータ送信の費用・労力の負担
  - 図書館の多様性

伊藤真「著作権法31条の改正とそれに伴うガイドライン等の作成について」

糸賀雅児「図書館等公衆送信サービスをめぐる疑問と提言」

64

## 立法への関与

「オープンサイエンス時代におけるにおける大学図書館の在り方について」

- <今後の大学図書館に求められる教育・研究支援機能や新たなサービスについて>
  - このほか、デジタル化資料の長期保存やバックアップとしての紙資料の保存への対応、デジタル化資料を取り扱う際のライセンス契約との関係についても留意が必要である。また、大学図書館に求められる機能やサービスの変化に伴う著作権への対応については、その権利等に配慮するほか、必要に応じて各種制度の在り方等について提言を行うことが求められる。

[https://www.mext.go.jp/content/20230325-mxt\\_jyohoka01-000028544.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230325-mxt_jyohoka01-000028544.pdf) 65

## これからの図書館員に求められること

- 図書館や図書館サービスに関する法を知る、理解する
  - 法を守る(コンプライアンス)
    - しかし・・・法も完璧ではない:時代とともに変化する
  - 法の問題点を知る、考える
  - 解決策を考える～解釈論、立法論
  - 法のあり方(運用・立法)に働きかける
- ⇒ 図書館の果たすべき機能・役割の実現

66

## 主な参考ウェブサイト

- 文化庁「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について」<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)>
- 文化庁「令和3年通常国会 著作権法改正について」<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/)>
  - 『図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書(令和3年2月)』<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf)>
- 文部科学省「著作権法の一部を改正する法律案」<[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00044.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00044.html)>
- 文部科学省「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会」<[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu29/004/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu29/004/index.html)>

67

## 主な参考ウェブサイト

- 日本図書館協会ウェブサイト<<https://www.jla.or.jp/default.aspx>>
  - →委員会⇒著作権委員会
  - 「図書館等公衆送信サービス」説明会: 法施行を受けて(2023年7月4日更新)
  - ・図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会(2023年7月5日更新)
  - ・図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会(2023年7月5日更新)

68

## 主な参考文献

- 田村善之『著作権法概説』(有斐閣)
- 田村善之『知的財産法』(有斐閣)
- 中山信弘『著作権法』(有斐閣)

令和3年著作権法改正対応:

- 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター)
- 小泉直樹ほか『条解著作権法』(弘文堂)
- 作花文雄『詳解著作権法』(ぎょうせい)
- Cf. 田村善之ウェブサイト⇒知的財産法の調べ方<<http://webpark2085.sakura.ne.jp/chite1.htm>>
- その他、講義要綱で紹介している文献など

69

ご清聴ありがとうございました

70